

申請届出事項及び添付書類

- ☐ 特別養護老人ホーム
- ☐ 養護老人ホーム

【設置・開始、変更、廃止、休止のいずれも着手の2か月前までに事前相談してください。】

設置・開始の場合根拠法令：老人福祉法第 15 条第 3 項、第 4 項 老人福祉法施行規則第 2 条、第 3 条

内容	申請届出様式	添付書類	提出時期
新たに設置	様式第 5	設置届・認可申請確認表に定める書類	あらかじめ
新たに開始	様式第 6		開始後 1 か月以内

変更の場合根拠法令：老人福祉法第 15 条の 2 第 2 項 老人福祉法施行規則第 4 条

変更項目		申請届出様式	添付書類	提出時期
1	施設の名称の変更	様式第 8	 平面図等の変更事項が確認できる書類	あらかじめ
2	所在地の変更			
3	施設の運営の方針の変更			
4	建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更			
5	定員の変更	様式第 11	〔移転改築の場合〕 設置・開始の場合と同様 〔同一建物内の場合〕 (1) 平面図及び各室面積表 (2) 変更場所の写真 (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態の概要 (4) 管理規程又は運営規程 (新旧対照表についても添付) (5) 収支予算書 (変更による影響が分かるもの) (6) 推進会議の結果の伝達の写し (7) 入所者の同意状況が分かるもの (8) その他県から指示する書類	

廃止・休止の場合根拠法令：老人福祉法第 16 条第 2 項、第 3 項 老人福祉法施行規則第 4 条の 3、第 5 条

内容	申請届出様式	添付書類	提出時期
廃止	様式第 10	県から指示する書類	廃止及び休止の日の 1 か月前まで
休止			